

## 緑地協定に伴う樹木配布要領

制定 昭和54年12月18日制定

### (目的)

第1条 この要領は、市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号以下「法」という。）第45条及び第54条の規定に基づき締結した緑地協定の区域内（以下「協定区域内」という。）の住民に樹木の配布を行い、本市の緑豊かな街づくりの推進と市民の緑地の保全及び緑化の推進に関する意識の高揚を図ることを目的とする。

### (配布対象)

第2条 樹木の配布を受けることができる者は、緑地協定区域内に居住する者及び事業所等を有する者とする。

### (樹種及び本数)

第3条 配布する樹木は、原則としてあらかじめ市長が選定した樹種から2本とする。

### (配布申込み)

第4条 樹木の配布を受けようとする者は、その協定区域に係る協定者全員の総会により選出された協定委員等を経由して、樹木配布申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (配布の決定)

第5条 市長は前条の樹木配布申込書を審査し、適当とみとめたときは予算の範囲内で樹木を配布する。

### (配布期日及び場所)

第6条 配布期日は、法第45条の規定する緑地協定においては協定の許可後、法第54条の緑地協定においては入居後、市長が指定する日とし、配布場所は当該協定区域内とする。

### (植栽場所)

第7条 植栽場所は、原則として道路等の公共用地から眺望できる部分として、住宅の中庭等特定者の鑑賞等の用に供する場所は除くものとする。

### (維持管理)

第8条 配布を受けた者は、植栽後の病虫害予防等その保存及び育成に努めなければならない。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、昭和54年12月18日から施行する。